

令和5年度

国営造成土地改良施設整備事業中田地区
水管理施設補足診断業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営造成土地改良施設整備事業中田地区水管理施設補足診断業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営中田地区の水管理施設の更新工事に当たり、システム制御に必要となる機側操作盤等の健全性を確認するため、機能診断調査を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする施設の場所は、宮城県登米市中田町地内で、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	機械－機械設計 電気電子－電気設備 電気電子－情報通信 農業－農業土木 農業－農業農村工学
	機械	機械設計
	電気電子	電気設備 情報通信
	農 業	農業土木 農業農村工学
博士	農 学 工 学	
シビルコンサルティン グマネージャー	電気電子	
	農業土木	

2 別紙1に掲げる割合に予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第 1-7 条 担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-8 条 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-9 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合には監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省 農村振興局	令和 5 年 4 月
2	農業水利施設の機能保全の手引き 「ポンプ場 (ポンプ設備)」	農林水産省 農村振興局	平成 25 年 4 月
3	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工 (ゲート設備)」	農林水産省 農村振興局	平成 22 年 6 月
4	農業水利施設の機能保全の手引き 「電気設備」	農林水産省 農村振興局	平成 25 年 5 月

(作業条件)

第 2-2 条 本業務に係る作業実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。

(対象施設)

第 2-3 条 本業務の対象とする施設は、次のとおりである。

対象施設(機側操作盤等)

施設名	数量	備考
大泉揚水機場	11	遠隔操作卓、高圧受電盤、1号ポンプ盤、2号ポンプ盤、3号ポンプ盤、低圧動力盤×2、継電器盤×2、取水ゲート操作盤、制水ゲート操作盤
桜場揚水機場	6	高圧受電盤、変圧器盤、NO.1主ポンプ盤、NO.2主ポンプ盤、NO.3主ポンプ盤、補機計装盤
高倉分水工	1	ゲート操作盤
馬洗チェックゲート	1	ゲート操作盤
小倉分水工	1	ゲート操作盤
石森幹線分水工	1	ゲート操作盤
金谷チェックゲート	1	チェックゲート操作盤
桜場分水工	1	ゲート操作盤
新井田分水工	1	ゲート操作盤
南新田チェックゲート	1	ゲート操作盤
森・荒谷分水工	1	ゲート操作盤
茨島・桑代分水工	1	ゲート操作盤
水越幹線分水工	1	ゲート操作盤
加賀野南北分水工	1	ゲート操作盤

(参考図書)

第 2-4 条 本業務で参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか、次のとおりである。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	(一社)農業土木機械化協会	平成 25 年 3 月

(貸与資料)

第 2-5 条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

貸与資料	数量
国営中田農業水利事業 事業誌	1 式
国営中田地区 事業成績表	1 式
平成 22 年度 国営造成施設保全対策指導事業 中田地区(揚水機場)機能診断調査業務 報告書	1 式
平成 22 年度 国営造成施設保全対策指導事業 中田地区(幹線用排水路)機能診断調査業務 報告書	1 式
令和 3 年度 国営造成施設緊急整備対策調査 中田地区水管理設備更新計画策定その他業務 報告書	1 式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-6条 第2-4条及び第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は機能診断作業時点の最新版を使用するものとする。
- (3) 貸与資料は原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-7条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間
1	令和5年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業中田地区水越揚水機場他機能診断調査業務	令和5年10月19日～ 令和6年3月22日

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙2「作業項目内訳表」及び別紙3「現地調査一覧表」に示すとおりである。

作業項目	数量
【設計業務】	
1. 準備作業	1式
2. 機能診断評価（機側操作盤等）	1式
3. 点検取りまとめ	1式
【調査業務】	
1. 現地踏査	1式
2. 機能診断調査（機側操作盤等）	1式

(作業の留意点)

第3-2条 本業務における作業の留意点は、次のとおりである。

- (1) 現地調査にあたっては、施設管理者と調整の上で行うものとする。
- (2) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。
- (3) 本業務において生じた受注者の責に帰する第三者との紛争については、受注者の責任において処理しなければならない。
- (4) 現地調査において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。
- (5) 対策内容の検討にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有すると共に維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
また、事業の適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討するものとする。

- (6) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員
の承諾を得るものとする。
- (7) 第 2-4 条、第 2-5 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等
を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (8) 機能保全対策の検討における対策工法の選定にあたっては、最新の新素材及び新工法等
の技術情報の収集を行い、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するととも
に、維持管理、施工性及び経済性を考慮しなければならない。また、新工法等の技術情報
の収集にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報シ
ステム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
- ・農業農村整備民間技術情報データベースについては、
<https://nn-techinfo.jp> を参照。
 - ・新技術情報システムについては、
<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。
- (9) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事
工種の体系化」に該当しない工種等については、監督職員と協議するものとする。
- ・「工事工種の体系化」は、以下を参照。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/index.html
- (10) 「農業水利ストック情報データ作成」は、農業水利ストック情報データベースシステム
の「登録情報データ外部入出力機能」を利用するものとし、作業方法、内容等について監
督職員と十分協議を行った上で作業を行うものとする。なお、作成した電子データは成果
物に含むものとする。
- ・「農業水利ストック情報データベース」は、以下を参照。
<https://www.sdb.maff.go.jp/sdb/jsp/index.jsp>

第 4 章 打合せ

（打合せ）

第 4-1 条 共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとし、初
回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階（業務計画書作成段階）

第 2 回 中間打合せ（機能診断評価段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿
を作成し、上記の打合せの都度、打合せの内容について監督職員と相互に確認するもの
とする。

ただし、別紙 1 に掲げる割合に予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場
合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で
打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は共通仕様書
第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第 5 章 成果物

（成果物）

第 5-1 条 成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副 2 部
成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第 5-2 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸 7-25

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第 6 章 業務管理

（情報共有システム）

第 6-1 条 情報共有システムの業務について

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第 7 章 契約変更

（契約変更）

第 7-1 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

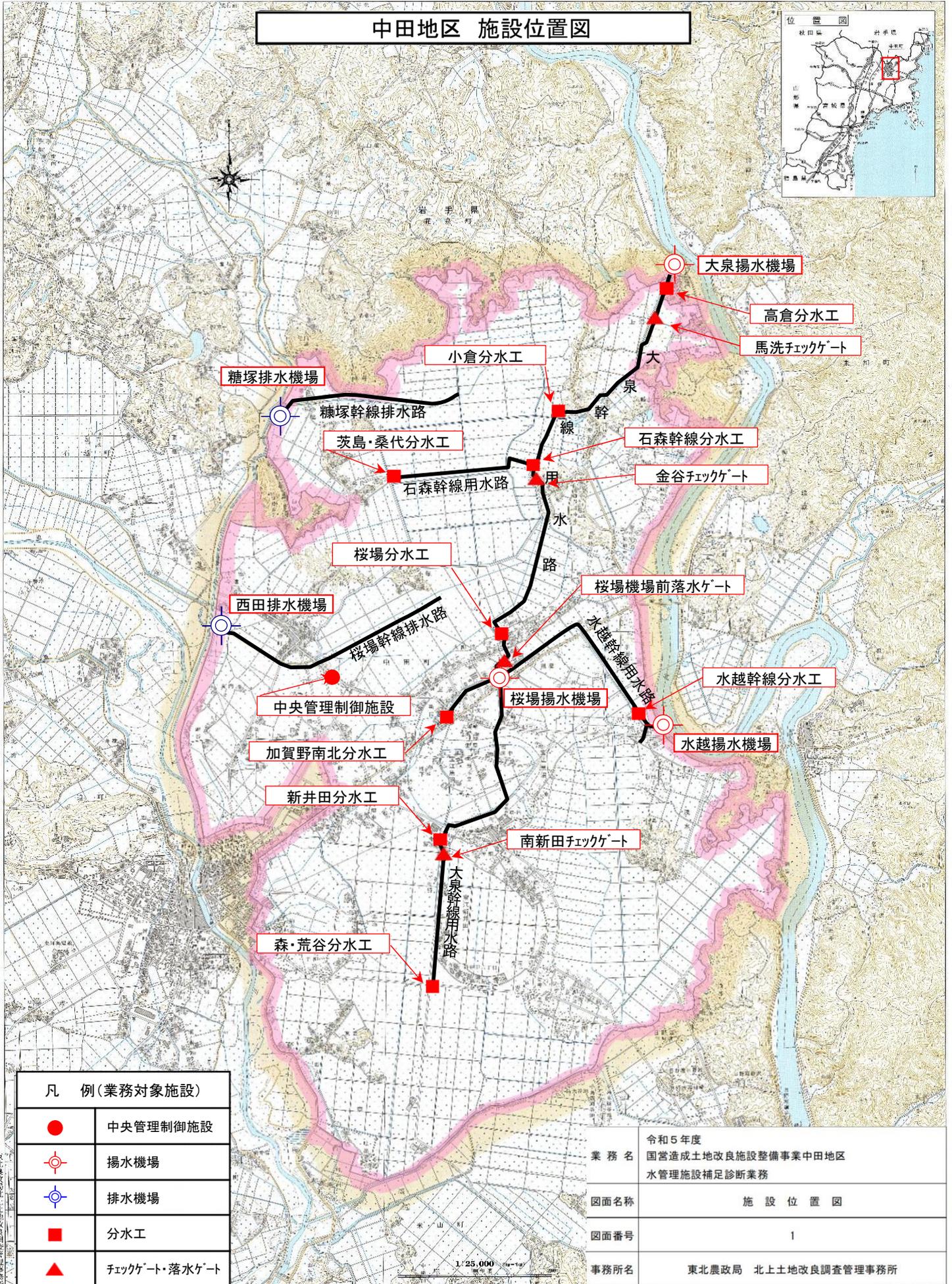
- (1) 第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合
- (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (7) その他

第 8 章 定めなき事項

（定めなき事項）

第 8-1 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

中田地区 施設位置図



凡 例 (業務対象施設)

●	中央管理制御施設
⊙	揚水機場
⊕	排水機場
■	分水工
▲	チエックゲート・落水ゲート

業務名	令和5年度 国営造成土地改良施設整備事業中田地区 水管理施設補足診断業務
図面名称	施設位置図
図面番号	1
事務所名	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所

別紙 1

【割合】

次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、調査を除く請負契約については、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。調査の請負契約に当たっては、その割合が 10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 とし、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
調査	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

別紙 2

「作業項目内訳表」

作業項目	作業内容	作業 実施欄
【設計作業】		
1. 準備作業	設備の状況や問題点等を把握するため、施設管理者から事前に既存資料収集や聞き取り調査等を行う。なお、資料収集に際しては、点検整備記録、管理・故障・補修履歴等の情報を収集し、整理する。	○
2. 機能診断評価（機側操作盤等）	機能診断調査結果から対象設備の健全度を評価する。また動作確認や絶縁抵抗の結果を踏まえ設備の不具合等の状況を整理する。	○
3. 点検取りまとめ	各作業項目の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○
【調査作業】		
1. 現地踏査	現地調査の実施手順を決定するために、事前調査で得られた情報をもとに設備を踏査することで、現場条件、劣化箇所の位置や劣化の内容、程度等の概略を把握し、調査方法を決定する。	○
2. 機能診断調査（機側操作盤等）	水管理施設の更新に伴い、水管理施設と接続調整が必要なゲート設備及びポンプ設備の機側操作盤等について機能診断調査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・外観目視 ・動作確認(ポンプ本体の試験は除く) ・絶縁抵抗 	○

別紙 3

「現地調査一覧表」

作業項目	規 格	作業条件	数量	備考
【機側操作盤等】				
1. 現地踏査		機側操作盤等 (電気設備)	1 式	
2. 機能診断調査 (機側操作盤等)	<ul style="list-style-type: none">・ 外観目視・ 動作確認 (ポンプ本体の試験を除く)・ 絶縁抵抗	機側操作盤等 (電気設備)	1 式	